

令和3年（ネ）第101号 安保法制違憲・国家賠償請求控訴事件

控訴人 海保 寛 外

被控訴人 国

控訴審第4準備書面

（権利・利益侵害の具体的危険性— 台湾情勢と九州・沖縄）

令和 4年 3月31日

福岡高等裁判所 宮崎支部 民事部 御 中

控訴人ら訴訟代理人

弁護士 後 藤 好 成

弁護士 松 田 幸 子

弁護士 久保山 博 充

弁護士 山 田 秀 一

弁護士 江 原 健 太

他22名

第1 はじめに

本書面においては、台湾情勢に絡み、日本、特に沖縄・九州が戦場となる危険が具体的にあること、それらは防衛省を含む政府自身が認める厳然たる事実であり、控訴人らの権利・利益侵害や侵害の客観的・具体的可能性が生じたことがないとする原判決が誤りであることを論じる。

すなわち、ロシアのウクライナへの侵攻と重ね合わせて、中国の力による台湾への侵攻を懸念する声が高まっている。その懸念があたるかどうか、誰も正確な予測をすることはできないが、昨今の報道にみられるような中国軍による台湾への侵攻という事態（以下「台湾有事」という）が、仮に生じた場合、日本にどのような影響があるかを検討することは、新安保法制法の危険性と違憲性を理解する上では、重要である。

第2 台湾有事についての動向

1, 台湾有事に関する日米政府他関係者の動向

(1) 日米政府・防衛省関係者の発言・発表等

(一) 米国の動き

2021年3月9日連邦議会上院軍事委員会で現インド太平洋軍 INDOPACOM)のデビットソン司令官は、「この10年、実際には6年先にはこの脅威（中国による台湾武力侵攻）が明白になる。」と証言した。

次期 INDOPACOM 司令官の指名承認のための上院軍事委員会で、アキリーノ海軍大将もデビットソン司令官と同様の認識で「私たちが考えているよりももっと切迫している。」と述べたという。

また、これと併行するように米上院議員による上院軍事委員会への「台湾侵略防止法案」の提出（2020年9月）、上院外交委員会での超党派による包括的な対中戦略法案の提出可決（2021年4月）の動きがあった。そして、2022年2月11日にバイデン政権は「インド太平洋戦略」を公表し、対中中国戦略としてのインド太平洋地域の重要性を強調し、その中に、「日本や韓国、オーストラリア、フィリピン、タイとの同盟関係の発展」「太平洋島嶼国の防衛力強化」「台湾海峡の平和と安定」の維持と「台湾の防衛力強化支援」が明示されている（甲 C11-588 2022年2月12日付 産経新聞）

(二) 日本政府等の動き

2021年4月、当時の菅義偉首相とバイデン大統領との日米首脳会談があり、そのときの共同声明に「台湾海峡の平和と安定の重要性を強調するとともに、兩岸問題の平和的解決を促す」と、52年ぶりに日米首脳間の文書に「台湾」を明記する一文が盛り込まれた（甲 B175 半田滋著「台湾有事で踏み越える専守防衛」、甲 C11-571 宮崎日日新聞 同月25日付）。また同年7月に発

表された同年版防衛白書においても「台湾を巡る米中間の対立は一層顕在化していく」等の情勢認識のもと日米共同の軍事的対応が盛り込まれている。

(甲 B 1 7 6 令和 3 年版防衛白書 防衛省ホームページ)

<https://www.mod.go.jp/j/publication/wp/wp2021/pdf/index.html>

同ダイジェスト版

<https://www.mod.go.jp/j/publication/wp/wp2021/pdf/R03000031.pdf>

さらに 2022 年 1 月 7 日開催の日米安全保障協議会委員会 (2 プラス 2) 協議後の共同文書では中国に対して必要なら日米が「共同で対処」する決意を示したが、これは 2021 年 12 月に自衛隊と米軍が台湾有事を想定した共同作戦計画の原案を策定したことを踏まえたものと言われている。(甲 1 1 - 5 8 7, 宮崎日日新聞 2022 年 1 月 8 日付, 同 1 1 - 5 8 5, 5 8 6 宮崎日日新聞 2021 年 1 月 24 日付)。

以上に加え、2020 年のイージスアショア計画の断念後、新たに敵基地攻撃能力論が浮上し、岸田政権はこれを明確に否定せず、積極的に議論しようとしている。また、防衛費 GDP 比 2% 論が打ち出され、さらには緊急事態条項や 9 条改憲を公言するまでに至っている。

(三) 政府関係者・防衛省関係者の論考・発言など

ア 防衛省防衛研究所・高橋杉雄防衛研究室長は「日本は米中競争における中立的な第三者ではない」「日本は、東アジアの安全保障環境における最前線にあるのであり、……何よりも重要なのが、東アジアの平和の安定は日本自身の問題であることの自覚と当事者意識そのものである」とする論考を発表した (甲 B 1 5 8 防衛研究所ウェブサイト・NIDS コメントリー 2021 年 4 月 22 日 第 164 号)。

イ 麻生副総理大臣は同年 7 月 5 日講演において「(台湾有事は) 存立危機事態に関係してくるといって全くおかしくない。そうなると、日米で一緒に台湾の防衛をしなければならない」と発言した (甲 C11-577 宮崎日日新聞同月 14 日付等多数報道がある)。

ウ 吉富望元陸将 (現日本大学危機管理学部教授) も「南西諸島に対する中国軍による軍事攻撃に備え、日本は米軍に協力して、これらの島嶼へのミサイル基地整備と軍事物資輸送体制の確立を急ぐべきであると同時に、住民避難の準備を本格化しなければならない」との論文をだしている。「狙いは中国 A2AD の打破自衛隊の協力で戦力不足を解消米海兵隊『遠征前方基地作戦』構想」 甲 B177 軍事研究 2021 年 8 月号所収)

エ 同年12月1日、安倍元総理大臣は、台湾の民間の研究機関が開いたオンラインでの会合で講演し「台湾有事は日本有事であり、日米同盟の有事でもある。この点の認識を、習近平国家主席は断じて見誤るべきではない」などと発言した。(甲 C11-583 しんぶん赤旗 同月3日付)

(2) これらの政府・防衛省・米軍関係者の動向は、「日米双方の抑止力強化により、台湾有事を未然に防止する」とも読めるが、他方「台湾有事が発生した場合、日米両国は軍事力を活用する」と強く明示したものに他ならない。

なお、前記麻生副総理大臣や安倍元総理大臣の発言に対しては、いずれも中国政府筋から嚴重な抗議がなされている。

2、台湾有事に備えた米軍と自衛隊の動向

(1) 陸上自衛隊と米陸軍は、2021年6月から7月にかけて、「オリエント・シールド(東洋の楯)21」と呼ばれる実動訓練を実施している。具体的には、奄美大島に、沖縄の米軍嘉手納基地に常駐する地対空迎撃ミサイル(PAC3)の部隊が初めて送り込まれ、陸上自衛隊奄美駐屯地の地対空ミサイル部隊との共同対空戦闘訓練が行われた。また、北海道の矢白別演習場では、米陸軍の高機動ロケット砲システム「HIMARS(ハイマース)」と陸上自衛隊の多連装ロケットシステム「MLRS」が国内で初めての共同射撃訓練を行っている。奄美大島や近くの九州には、ミサイル実射が行える演習場がないため、国内最大の矢白別演習場が、日米共同のミサイル射撃訓練の演習場として利用されたのである。

また、同年11月19日から30日まで、自衛隊は隊員3万人を動員して、南西諸島などでの戦闘を想定した統合演習を実施した。本来は、自衛隊単独の演習だが、今回は、米軍の第7艦隊など5800人も参加した。このとき、戦闘の主戦場として想定されたのは沖縄であった。

このように、南西諸島での日米共同軍事訓練が格段に増強され、陸上自衛隊が作り上げた、奄美大島、宮古島、石垣島、与那国島など「南西諸島のミサイル網」は、米海兵隊の活動拠点として使用されることによって、米軍の活動を強力に下支えすることになるのは必至である。

(2) このような動きの背景には、台湾有事をめぐる米中の戦力で、米軍が圧倒的に不利な状況にあることが考えられる。冷戦時代の1987年12月、米国とソ連は中距離核戦力全廃条約(INF条約)を締結し、米ソは互いに射程

500～5500キロメートルの核弾頭及び通常弾頭を搭載する地上発射型の弾道ミサイルと巡航ミサイルの保有を禁じた。一方、中国はINF条約とは無縁であり、その間、各種のミサイルを開発し保有している。米国防省によると、中国は、日本や台湾、グアムを射程に収める中距離ミサイルを1250発保有するのに対し、米国はゼロなのである。

米国は、この不均衡を打ち破りたいと考えている。しかし、台湾へ直接にミサイルを配備することは余りにも中国を刺激しかねない。そこで、数多くの米軍基地を抱える日本に、特に台湾に近い鹿児島から沖縄にかけての南西諸島に、超音速滑空ミサイル配備を進めようとしているのである。(以上前掲甲 B175 半田)

3 米軍及び自衛隊の動向と日中関係

(1) 政府関係者の不見識と対米追従

「台湾有事は日本有事」と声高に叫ぶ前記麻生副総理大臣および安倍元総理大臣の各発言は、いたずらに軍事緊張を煽ると言う意味でも、新安保法制法の理解を欠くと言う意味でも全く不見識というべきである。台湾は、外交上、日本にとって「密接な関係を有する他国」に該当しないことは明白であり、また、日本は、台湾を「中国領土の一部」とするのが公式見解であり、台湾が世界的に独立国と認知されているわけでもない。

新安保法制法について、この程度の理解しかない人物が、政権の中核にあって長く時の政権を支えて、新安保法制法を成立させ、法律に規定された「重要影響事態」、「存立危機事態」の判断を行うことに関与する立場にあったことを考えると、一般の国民からすると、新安保法制法の運用に強い不安を抱かないわけにはいかないのである。

関連して、元衆議院議長、元自民党総裁である河野洋平氏は、誌上インタビューにおいて、1978年日中友好条約1条の相互尊重、相互不可侵、相互内政不干渉および同2条の反覇権主義に触れ、「台湾有事を巡る現在の政府の議論からこれらがすっかり抜け落ちている」と指摘する。また、「日本が中国に対して侵略戦争・支配により大きな被害を与えたことを自覚していた日中外交の原点に戻って、日本国憲法を精神を活用し、南西諸島地域の非武装化によって軍事衝突を永久に防止する提案を日本がすべきである」と述べている。(甲 B178 「世界」955号 P124～)

(2) 対米追従による日中関係の悪化

米軍による中距離ミサイルの日本への配備によって、日中関係が回復不能までに悪化することになるのは確実である。米軍のミサイルが南西諸島の米軍基地や自衛隊基地に配備されれば、中国と至近距離にあり20分でミサイルが中国本土に届くことになるからである。

2003年、当時の日本（小泉政権）は、「フセイン政権が大量破壊兵器を隠し持っている」という、今では米国政府もその誤りを認めている嘘の情報に基づき、アメリカの戦争に協力し、自衛隊をイラクに派遣して輸送機で米兵を戦闘地域に運んだことがある（この活動は、2008年、名古屋高等裁判所によって憲法9条に違反する活動であったと認定された）。ところが、兵士を派遣した英国やオランダなどが、第三者による調査委員会を設置するなどしてイラク戦争への参加の是非を検討しているのに比較すると、イラク戦争参加の誤りに関する検証は、日本ではほとんど行われていない。ただ、外務省の報告によっても、米国の情報の成否を確認できないままにイラク特措法を制定して自衛隊を派遣したことは明らかである。対米支援に前のめりになった結果の過ちであることは明確であるが、このことが我が国では十分に認識されていない。このような米国追随の顕著な日本政府のこれまでの在り様や前記政府関係者の発言等からすると、台湾有事をめぐる現状の中、アメリカの軍事戦略に一方向的に追随する事態となることが十分に予測されるのである。

第3、台湾有事と新安保法制

(1) 米中の覇権国家競争が激しくなるなか、米国の政治家・軍関係者の台湾有事の警告・懸念表明とこれに備えた米国の対中戦略そのものが中国を刺激し、積極的に「台湾有事」を招き入れかねない危険をはらむ。これに前のめりに追随している日本政府の軍事増強一辺倒の動きが、九州・沖縄を始め日本全土が戦場とされてしまう危険を呼び込んでいる。

そして、それを可能にしたものが新安保法制法にほかならない。

(2) 新安保法制法は台湾有事において、具体的にどのような役割を果たすであろうか。

(一) 平時から、台湾近海に進んで軍事的圧力をかけようとする米艦隊と、これを阻止しようとする中国側との緊張が想定される。その時、新安保法制により米艦防護が認められた海上自衛隊は、米艦隊の先頭に立たされ弾除けとして、格好の攻撃目標になる。中国にとっては、最初から米艦隊やアメリカの原子力空母を選んで攻撃を加えて沈めてしまうと、引き返しのできない対米全面戦争になる危険性もあるため、海上自衛隊を選んで、こ

れに警告するなどの形で最初の攻撃が行われる可能性が高い。攻撃を受けても、自衛隊は米艦を防護する任務のため米艦隊が進む限り自らの判断で引き返せず、中国側も次第に警告の攻撃を強めることとなる。自衛隊側は、自らの安全の為に引き返すことはできないため、米艦防護の任務を続けざるを得ない。そうなれば、米艦防護の枠組みでの武器使用として、事実上応戦せざるを得なくなる可能性が高くなる。自衛隊が応戦すれば、交戦状況が生じることになる。日中双方に人的、物的損害が生じる。米艦隊は、大統領の命令がない限り、中国と開戦しない可能性が高い。日中双方、メディア、世論はエスカレートして、台湾有事をめぐる軍事衝突が、米中戦争でなく、日中戦争として、南西諸島や沖縄、九州地域で大規模に起こる危険性がある。

(二) 中国軍が台湾を攻撃し、米軍が台湾支援のために中国軍を攻撃した場合はどうであろうか。

新安保法制法の一つである重要影響事態法は、「重要事態に際し、合衆国軍隊等に対する後方支援活動等を行うこと」を規定している法律である。これまでの新安保法制法についての日本政府の見解を総合すると、台湾有事は、合衆国軍隊等に対する後方支援活動等を行う要件である「重要影響事態」（そのまま放置すれば我が国に対する直接の武力攻撃に至るおそれがある事態等我が国の平和及び安全に重要な影響を与える事態）に該当することになる。そこで、政府は、重要影響事態法に基づき、重要影響事態が発生したことを理由に、台湾防衛の目的で出動した米軍の後方支援を行うため、自衛隊への出動を発令することになるはずである。

そして、戦闘が続き、仮に米軍が中国軍により損耗するような状況が生じたとすると、これまでの政府見解を前提とすれば、政府は「我が国と密接な関係を有する他国」である米国に対する攻撃によって、我が国の平和が脅かされる事態に至ったとして「存立危機事態」とであると認定し、存立危機事態法に基づき集団的自衛権の行使、すなわち、米軍とともに自衛隊が中国軍と戦うことを命じる事態が想定されるのである。

あるいは、米軍の戦闘のために、米国自身が日本政府に自衛隊による支援を強く要請することになり、これに応える形で、自衛隊が米軍の戦闘に入ることもあると想定しなければならない。そして、日本政府が米国からの支援要請を断ることはあり得ないというほかない。なぜなら、安倍政権は、新安保法制法の策定に先立つ2015年4月、「日米防衛協力のための指針（ガイドライン）」を日本側の要請で改定し、地球規模で戦争する米軍を支援し、場合によっては共に戦うことを約束した。そのガイドラインを法

的に裏付けたのが、新安保法制法である。このような経緯からすると、日本政府が「米国の要請を断る」ということは、絶対がないといえる。

(三) そして、平時から米の軍事戦略に組み込まれた日本の自衛隊は、米軍の兵站を担当し、弾よけとされ、一旦、戦端が開かれるや米軍と一体となって軍事活動へと切れ目なく動員される。その時、日本国民は否応なく、戦争を遂行する国の中に組み込まれ様々な協力要請や要請を受けた企業の従業員として業務命令で戦争の一翼を担わされることとなる。それが、重要影響事態から存立危機事態、武力攻撃事態へと事態が深刻化するにつれ、地方自治体や指定公共機関は法的な義務を負わされ、職員は否応なく協力を強いられることとなる。(想定される「島しょ戦争」の現実は後掲甲B 179に詳しい)

(四) こうして、台湾有事が、日本列島全体を巻き込んだ戦争に発展することは十分にあり得ると言わなければならない。新安保法制法は、台湾有事によって、日本が米国の対中戦略たる戦争に巻き込まれ(場合によっては、理不尽にも米国の開戦なしに「代理戦争」たる日中戦争に駆り出され)、一般市民が甚大な被害を受ける事態を生じさせるのである。

(3) 同じことは、元内閣法制局長官である宮崎礼壹氏も国際法の観点を踏まえて指摘している。(甲B 171, 同172)

(一) すなわち、台湾有事は、事がいったん始まれば、理論的には以下の一本道をたどると言う。

- ①中国による台湾の武力統一
- ②台湾による米国に対する集団的自衛権発動要請
- ③米国による集団的自衛権行使による中国攻撃(中国による台湾侵攻を国連憲章 51 条に規定する「武力攻撃の発生」と解釈)
- ④中国による米軍に対する攻撃(米国の武力行使は内政干渉であって国際法上違法な「武力攻撃」であり、中国は適法な個別的自衛権を行使すると解釈)
- ⑤米国による中国に対する自衛権行使としての中国本土に向けた反撃(④の中国の攻撃を憲章 51 条の違法な武力攻撃であると認定)
- ⑥⑤とともに、日本をはじめとする「同盟国」に集団的自衛権行使を要請
- ⑦日本は対米約束に従い集団的自衛権行使に踏み切り、中国に対する武力行使を開始(米国の先行武力行使は国際法上正当で、中国の反撃は自衛

権を主張できない違法のもので、中国の武力行使のみが国連憲章 51 条の違法な武力攻撃に当たると解釈)

⑧中国の反撃は、日本国全土に及び得る。

⑨日本も当然のことに反撃し全面戦争になる。

(二) また、国際法上の問題として、台湾有事に対する日米の武力関与そのものに法的に大きな疑義があり、引いては日本の適法な個別的自衛権行使の道さえ閉ざしかねないという重大な問題も指摘されている。

すなわち、そもそも⑤にかかる米国の中国に対する武力行使は、先行する③の米国から中国への攻撃に対する反撃であり、国連憲章 51 条の「急迫不正」な武力攻撃の発生という要件を満たさず、自衛権行使とは言えないのではないかという深刻な疑義である。

加えて、③の台湾の要請を受けた米国の中国に対する攻撃そのものが国連憲章 51 条の集団的自衛権行使と疑いなく解釈できるかにも疑義がある。

すなわち中国の立場からすれば、「中台間の紛争は国家間の国際紛争ではなく、国内問題である。このことは国連代表権が台北政府から北京政府に転換したときから国連加盟国が挙げて承認しており、米国も日本も、『中国は一つ』との中国の主張を理解し尊重すると公式には述べており、国連憲章 51 条の個別的・集団的自衛権は『国連加盟国に対し』武力攻撃が発生した場合を要件としているが、台湾は国連加盟国ではなく、そもそも国連憲章 51 条の要件が存在しない」ということになる。これに対して、米国は「中国の軍事行為は事実上の独立国台湾への武力攻撃であって違法であり、台湾の要請に基づく米国の対中武力行使は集団的自衛権の行使であって正当であり、これに対する中国の武力による反撃は違法であって憲章 51 条にいう『武力攻撃』に当たる」と主張することとなるが、米国の見解が唯一正しいと言える保障はない。

(三) さらに、前記①～⑧までの道をたどった場合、既に日本は米国とともに中国に対して武力行使をしているから、⑨の日本による反撃は、個別的自衛権行使の要件を満たし得ない。つまり、⑨の日本による反撃はもっぱら集団的自衛権行使の継続という理論でしか法的正当性を持たず、結局のところ、米国の中国に対する攻撃③⑤の正当性に依存することになる。しかして、前記の通り、その法的正当性にはいずれも多大な疑問があり、国際法上違法と判断される可能性もあり、国際社会からの共通理解は得られない。

(四) つまり、日本政府が、新安保法制法を根拠に、台湾有事であらかじめ米国にコミットすることを世界に向けて発信していることは、国際法違反の軍事行動に加担して日本を戦場にする具体的リスクを積極的に引き受けたことになるのである。

中国が台湾に武力侵攻することが正当でないことはそのとおりであっても、「外国」である日本が前のめりに米国に加担して武力行使の準備行為（大規模共同訓練など）を行っていること自体が、対中国との関係では「武力による威嚇」とも受け取られることになりかねない。北朝鮮の場合と同様、新安保法制法によって可能となった集団的自衛権行使や平時から続くその準備行為そのものが軍事緊張を煽り、日本への反感を募らせ、日本の正当な自衛権行使すら危うくするのである。

第4、特に第一列島線と言われる九州・沖縄が戦場となる具体的危険性

(1) 前記2、で述べたとおり、圧倒的な中国とのミサイル数の差を埋めるため、米国と日本政府はいわゆる列島第1線と言われる台湾に近い鹿児島から沖縄にかけての南西諸島に、超音速滑空ミサイル配備及びそれに関連した防衛力強化を進めようとしている。

すなわち、自衛隊は現在奄美大島と宮古島へ陸自ミサイル部隊を配備している。対空、対艦ミサイル部隊であり、石垣島へも配備するための作業を進めている。さらにこれらの陸自部隊へ配備されている12式対艦ミサイルを改良して、射程900キロ、最終的には射程1500キロまで伸延するための改良を行う計画である。陸自水陸機動団をもう一つ増設して、沖縄に配備することが検討されたが、結果的には長崎への配備が決定された。

米軍は、琉球列島を含む日本領土へ地上発射の中距離ミサイルを配備する計画を進めている。

海兵隊の組織体制も変更し、第三海兵師団（沖縄配備）の中に、3個海兵沿岸連隊を作り、小規模の部隊が第一列島線上の島しょ部へ事前配備され、対艦ミサイルとF35Bを配備して中国海軍の動きをけん制し、戦闘状況に応じて配備部隊が島から島へ機動する作戦構想（EABO 遠征前進基地作戦）を進めている。この作戦構想の中に陸自水陸機動団が含まれると考えられる。防衛省はF35Bを宮崎の新田原基地へ配備することを公表した。これらはいずれも琉球列島での中国軍の動きをけん制し、中国軍と戦うための態勢である。

(前掲 甲B175, 同 179 小西誠著「要塞化する琉球弧 恐るべきミサイル戦争の実験場」同 180 南西諸島 沖縄ドローンプロジェクト森の映画社「ドローンの眼 琉球弧の軍事基地」, 同 181「同 2 琉球弧 戦争と平和の最前線」等)

(2) 前記米軍海兵隊の EABO 遠征前進基地作戦で軍事拠点化される可能性があるのは南西諸島にある 200 弱の島のうち水を供給できる 40 の島々であり, 大半が有人島である。陸上自衛隊がミサイル部隊を配備している奄美大島, 宮古島, 配備予定の石垣島も含まれる。そして, 対中国戦を想定した大規模共同訓練が 2021 年に立て続けに実施された。そこで戦場と想定されたのは沖縄であり, これら南西諸島である。当然住民が存在し, 戦場となって巻き込まれることが容易に想定される。しかし, 関係者によれば, 住民避難を自衛隊が担うことはできず自治体に任せるほかないと言う。しかも, 沖縄ではその国民保護計画整備が全国に比較しても極めて遅れていると言われている。そもそも, 軍事緊張のある状況で平時から何らかの偶発的契機で戦闘行為が始まった場合島々から住民が安全に避難する時間的余裕も交通手段もない。多くの犠牲は避けられない。太平洋戦争時に「捨て石」とされた沖縄が再び「捨て石」にされようとしているとの沖縄県民の不安は極めて具体的で根拠のあるものである。(甲 C11-586 2021 年 12 月 24 日付け宮崎日日新聞 後記同 11-584)

また, 米軍の共同利用が予定され, 空母に搭載することができる垂直離着陸可能な F35B が配備される新田原基地は, 当然敵国によって重要な攻撃対象にならざるを得ない。これは自衛隊も米軍もこれを織り込み済みであり, 攻撃された場合に備えて航空機用の「分散パッド」が作られようとしている。米軍関係者が声高に述べるとおり, 2027 年までに中国の台湾侵攻がありうるなら, 控訴人ら宮崎県民を含む九州沖縄の住民が戦争に巻き込まれる具体的危険は目の前に迫っていると言える。

(3) 加えて, 台湾有事において, 九州・沖縄が米軍の核攻撃拠点となる可能性も否定できない。それはとりもなおさず, 逆に核攻撃を受ける危険をも呼び込むことになる。すなわち, 冷戦下の 1950~60 年代, 米軍統治下の沖縄に大量の核兵器が配備されていたこと, 特に, 50 年代の 2 度の台湾海峡危機を受けて増強され嘉手納基地から中国を核攻撃する計画も検討されていたことが 2021 年になって明らかとなっている。そして, それと同じ具体的危険が台湾有事が叫ばれる今現在も想定される。(甲 C11- 569 しんぶ

ん赤旗 2021年4月11日付 同11-573, 574, 2021年5月10日付各宮崎日日新聞 同11-575 同月17日付 しんぶん赤旗)

関連して、米議会諮問機関「米中安全保障調査委員会」は2021年11月17日付け報告書において、台湾有事で米国が軍事介入の動きを見せた場合、米空母とグアム、沖縄の米軍基地が核兵器による先制攻撃の標的になる可能性がある」と指摘した。そのうえで、同委員会は米議会に対し「同盟国や友好国に対して、中国政府に軍縮交渉に入るよう圧力を強めるよう説得する」と同時に「米国の中距離ミサイルや他の米軍部隊を駐留させる意思を探求すべきである」と提言した。

これを踏まえ、沖縄県議会では、米国も核先制攻撃を放棄していないなか、「米国のミサイルが配備されれば、沖縄は76年前のような捨て石になり、計り知れない惨劇となる」ことが議論された。玉城デニー知事も「台湾有事で沖縄が標的になることはあってはならない」として、政府に地域の緊張緩和と信頼醸成を求める立場を改めて表明した。(甲C11-584 2021年12月9日付 しんぶん赤旗)

第5 控訴人らの権利・利益侵害の具体的危険と司法的救済の重要性

- 1, 以上俯瞰したとおり、日本政府は国民に何の説明もないまま中国との戦争準備の態勢を作りつつある。イージスアショア断念後に浮上した敵基地攻撃能力保有の議論もこのような軍事政策の一部となる。新安保法制がの中で果たす役割は極めて重大である。情勢緊迫時から中国軍抑止のための日米共同演習の際の米軍防護(自衛隊法第95条の2)と弾薬、燃料などの供給(ACSA協定)、共同の警戒監視活動と武器等防護活動、さらに不測の事態では日米一体となった軍事活動(重要影響事態の認定から存立危機事態での集団的自衛権行使)となる。これらは台湾への中国軍の侵攻の際の米軍による台湾防衛のために発動される。それは、台湾防衛の軍事的・外交的義務を負っていない日本が、新安保法制が「導水路」となって、米国と共同して台湾防衛の義務を負う結果へとつながる。その結果、日本は沖縄本島、琉球列島だけではなく、日本本土も中国軍によるミサイル攻撃の標的となる。米中間の武力紛争の最前線に立たされることとなる。このような危険性に日本に住む人々が立たされているのである。
- 2, これは、決して机上の空論ではない。台湾有事が6年以内と予測する根拠として専門家が一致して言うのは、その期間内であれば極東の局部的戦備バランスはまだ中国にとって有利であって、その認識が中国の軍事行動を誘発

しやすいと言うこと、かつまた一方でその期間内であれば、中国の米国本土への本格的攻撃能力は未完成なので米国から見ても自らの被害が少なく武力解決に踏み出す最後のチャンスであるからと言う（前掲 宮崎礼壹陳述書）。つまり、米国は大規模戦争となる米中戦争を望まず、台湾有事は、中国沿岸部ないし台湾・南西諸島・日本本土のいわゆる第一列島戦上を主要戦場と想定しているのである。

太平洋戦争時沖縄が日本の捨て石とされたが、今や九州・沖縄さらには日本全土が米国の覇権戦略の捨て石にされようとしているとはいえないであろうか。

3、台湾有事が実際に起こるかどうかは誰にもわからない。しかし、一度事が起こってしまえば止めようがなくなってしまう。

そのことはロシアのウクライナ軍事侵攻が1ヶ月経過しても停戦に至らず、子どもを含む多くの市民のいのちが奪われ、1000万人の難民を生み出している現実を見ても明らかである。武力が平和をもたらさず、罪なき人々を犠牲にするというその証拠を我々は連日突きつけられている。

もし台湾有事が始まったら、「平和」な日常は一瞬にして消滅してしまう。その時、日本国民は政府の指示や命令を拒否し、法的に争うことができるだろうか。

原判決は「まだ権利・利益侵害もその客観的・具体的な可能性もない」として平和的生存権の具体的権利性を否定し、人格権侵害も否定する。

しかし、新安保法制法は平時から有事まで切れ目なく米軍・同盟国支援を行うためにこそ制定されており、その後の対米従属・軍事一辺倒の動きをよく見れば、いつ何時事態認定がなされるとも限らない。既に、2013年12月、2018年9月に、東・南シナ海で「航行の自由作戦」中に米軍艦と中国軍艦が「異常接近」した事実があり（前掲甲 B179 p196）、自衛隊が米艦の「武器防護」中に偶発的に武器使用に追い込まれ、切れ目なく戦争状態に発展していくことも十分あり得る。危険が目の前に迫っていると言わなければならない。

そしていったん事態認定がなされれば、じつくりと裁判などしている暇もないほど事態が急展開し、もはや手遅れになっていることは容易に想像できよう。

かつてのイラク訴訟での全国の裁判所・裁判官が自らの良心にかけて様々に平和的生存権の権利性を認めようと努力したのは、他国への自衛隊の派遣が、どれほど日本と日本に住む人々に重大な影響を与えるかについての切迫した危険を感じたからに他ならない。今だけ、ここだけを判断すれば良いの

ではない。まさに近い将来、何が生じるのかを深く洞察することがこの種事件を裁く裁判官には求められるのである。

以上